「いじめの重大事態」が起こった際の調査機関について、他都市と本市の比較

	A市	B市	本市
常設の付属機関の有無	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
調査の担当	常設の付属機関	学校と第三者	常設の付属機関
調査のメンバー	学識経験者・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・小児科医・子ども総合センターの6名	学校の教員、 <u>弁護士や臨床心理士</u> ※選任は保護者の希望する者か、教育委員 会の推薦する者。教育委員会の推薦する者 は、弁護士会や臨床心理士会に直接依頼す る。	医師、学識経験者、臨床心理士、弁護士、保 護者代表の5名 (委員6人以内で組織)
教育委員会の役割	日程調整、記録、学校への調査指示と調査 結果の回収、調査への立ち合い、事実関係 のとりまとめ、第三者調査委員会への説明	学校と弁護士等の間で <u>調査や協議の日程</u> 等の調整	日程調整、学校への調査指示、調査結果の 回収、聴き取り調査への立ち合い、第三者 調査委員会への調査結果の提供など
被害児童生徒・保護者への説明の担当	第三者調査委員会	① 学校独自の調査の場合は、指導主事 ② 弁護士等が加入した場合は弁護士	教育委員会
その他	○ 弁護士1名に対する過重負担があるため弁護士を2名に増員した。	○ 公平性を保つために、教育委員会は、 調査の場面には立ち会わない。	